

いよいよ戦争へ！？
有事法制は、アメリカへの戦争協力！

◎ 去る一〇日・一日、アメリカ議会の上下両院は、ブッシュ大統領にイラクに対する軍事攻撃の権限を与える決議を採択しました。そうするとブッシュ大統領は、父親（ジョージ・ブッシュ元大統領）が、湾岸戦争で果たせなかったフセイン打倒という積年の思いも含めて、その権限を行使し、国連の手続きとは関係なく、「必要かつ適切と判断した場合」には、戦争に踏み切ることができるのです。

今回の決断は、湾岸戦争の時とは違い、国際社会全体の支持も得られていません。アメリカの面子・権威・傲慢によって、これらを推進しているのです。皮肉にも、上院採択の日に、武力によらない解決を追求したとして、カーター元大統領に対して「ノーベル平和賞」授与が発表されました。

◎ 一方、我が日本では、一〇月一八日から、臨時国会が開催され、改めて有事関連三法案が審議されることになっています。

◎ 中でも「武力攻撃事態法案」は、一九九九年に成立した「周辺事態法」との関連で、国土防衛と海外派兵の境界線を取り払うねらいがあると思われます。つまり首相が、今が「武力攻撃（おそれのある場合を含む）が発生した事態又は：武力攻撃が予測されるに至った事態（二条二）」と認定すると共に、国内外で戦争の準備・協力が始められるのです。

さらに、同法の三条5には「武力攻撃への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ」とあります。

ということ、アメリカが起こす戦争に、日本が巻き込まれ、協力することが明らかに想定されているのです。

◎ アメリカは、戦争を始めようとし、日本は、それに併せるかのように有事関連三法案を審議しようとしています。

もし、可決されたら、日本はすぐにイラクとの戦争に巻き込まれるのです。

◎ 私たちは、有事関連三法案の完全廃案を求めると共に、「平和憲法」に立って、日本に、アメリカ軍のイラク攻撃への協力を絶対にさせてはなりません。

二〇〇二年十月一日（日）第四二八回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市紺屋町三〇一〇十五